

# 新型コロナウイルス感染症対策 中小企業・事業主向けの主な支援策一覧

■支援策の全体像を把握するための資料です。内容は簡略化しておりますのでご了承ください。

静岡県中小企業団体中央会

融資制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比べて5%以上減少した事業者が対象。 融資後3年まで0.9%の金利引下げで実質無利子とし、据置期間最長5年で無担保にて融資。限度額は中小事業が6億円、国民事業が8,000万円。	日本政策金融公庫 相談ダイヤル 0120-154-505
	危機対応融資（商工組合中央金庫）	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した事業者が対象。に対し、商工組合中央金庫が融資後の3年まで0.9%の金利引下げで実質無利子とし、据置期間最長5年で無担保にて融資する。融資限度額は6億円。	商工組合中央金庫 相談ダイヤル 0120-542-711
	新型コロナウイルス対策マル経融資（日本政策金融公庫）	新最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した小規模事業者が対象。別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常金利から0.9%引下げ、据置期間を運転資金で3年以内、設備投資で4年以内に延長。	最寄りの商工会議所、 商工会、日本政策金融公庫各支店
	経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）	新型コロナ感染症の影響で直近1か月の売上高が前年同月比10~20%以上減少、かつ今後3か月の売上高が前年同月比10~20%以上減少見込みの事業者、組合が対象。融資限度額は8,000万円、実質無利子（別途保証料有り）。	静岡県商工金融課 054-221-2513
	国連携型新型コロナウイルス感染症対応貸付	セーフティネット保証4号・5号保証、危機関連保証のいずれかを活用し、売上高が前年比5~15%減少した個人事業主、小・中規模事業者、組合が対象。4,000万円を限度に当初3年間無利子・無担保・保証料なしで融資。	静岡県商工金融課 054-221-2513
補助・助成制度	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者への給付金。 法人に200万円、個人事業者には100万円を上限に給付。	給付金コールセンター 0120-115-570 商工会議所、商工会
	雇用調整助成金	中小企業が従業員を休業させた場合、休業手当を最大9/10助成。 ※第2次補正予算案成立後、労働者1人1日あたり上限額を15,000円に引き上げ、解雇等を行わない中小企業の助成率は10/10。 ※雇用保険に加入していない従業員の場合は「緊急雇用安定助成金」を活用。	静岡労働局 雇用調整助成金センター 054-653-6116 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
	家賃支援給付金	中小企業、個人事業者等が本年5月~12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少、又は連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少した場合、申請時の直近の月額家賃に基づいて算出される給付額の6倍(6か月分・上限額は法人100万円、個人50万円)を支給。	未定
	ものづくり補助金（特別枠）	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 補助上限：原則1,000万円 補助率：【通常枠】中小1/2、小規模2/3、【特別枠（類型A）】2/3、【特別枠（類型B又はC）】3/4	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
	持続化補助金（コロナ特別対応型）	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路拡大などの取り組みを支援。補助率は事業費の2/3又は3/4で上限100万円。売上高が前年同月比20%以上減少した事業者には、交付決定額の2分の1を即時給付。	最寄の商工会議所、商工会
	IT導入補助金	ITツール導入による業務効率化等を支援。 対象：中小企業・小規模事業者等 補助額：30~450万円 補助率：A・B類型：1/2（特別枠は、C類型-1：2/3、C類型-2：3/4）	一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
	小学校休業等対応助成金	令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主が対象。 ・対象となる有給休暇の期限：9月30日まで ・支給額の上限額の引上げ：1日当たり15,000円（4月1日以降の休暇）	学校等休業助成金・支援金受付センター 0120-60-3999
	働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）	新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。 1人当たりの上限額20~40万円、1企業当たりの上限額200~300万円 ※機器購入の場合：少額減価償却資産の特例、中小企業経営強化税制の適用あり。	テレワーク相談センター 0120-91-6479

	<p>小規模企業経営力向上支援事業</p>	<p>令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、前年同月比で10%以上減少した小規模企業の新たなビジネスモデルへの挑戦を支援。総事業費の3分の2（上限額50万円）を補助。経営革新承認企業及び過去に同補助金を利用した企業も申請可能に要件を緩和。</p>	<p>商工会議所、商工会、静岡県経営支援課 054-221-2807</p>
	<p>その他</p>	<p>【サプライチェーン&amp;販路開拓支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーン対策のための国内投資促進事業</li> <li>・海外サプライチェーン多元化等支援事業</li> <li>・JAPANブランド育成支援等事業</li> <li>・非対面・遠隔の海外展開支援事業</li> </ul>	<p>経済産業省所管課</p>

<p>猶予・軽減措置</p>	<p>納税猶予・納付期限の延長</p>	<p>納税期限までにお支払いが困難（事業収入が20%以上減少）な場足、1年間納税猶予（無担保、延滞税なし）。その他個別の事情がある場合は、延滞税の免除、差押えや換価が猶予。</p>	<p>国税庁・所轄税務署・都道府県・市町村</p>
	<p>欠損金の繰戻し還付</p>	<p>資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができる。本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。</p>	<p>所轄税務署</p>
	<p>固定資産税等の軽減</p>	<p>固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減。 納税猶予の要件→2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概ね20%以上減少 軽減・免除の要件→2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率 ・50%以上減少：ゼロ ・30%以上50%未満：1/2</p>	<p>市町村の固定資産税の軽減税率窓口</p>
	<p>厚生年金保険料等の猶予制度</p>	<p>厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を經由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合あり。厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、換価の猶予が認められる場合がある。</p>	<p>所管年金事務所</p>
	<p>国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)等の取扱い</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の徴収猶予等が認められる場合がある。</p>	<p>市町村の国民健康保険担当課</p>
	<p>電気・ガス料金の支払猶予等について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請。</p>	<p>電機・ガス事業者</p>

<p>その他</p>	<p>販路開拓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産品消費回復緊急対策事業</li> </ul> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、販売に影響を受けている農林漁業者や加工品事業者を支援するため、通販サイト（EC）を活用した販路拡大</p>	<p>静岡県マーケティング課 054-221-2678</p>
	<p>販路開拓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物販売促進緊急対策事業</li> </ul> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、販売に影響を受けている農林漁業者を緊急的に支援するため、JA静岡経済連の通販サイト（EC）を活用した販売促進</p>	<p>静岡県経済農業協同組合連合会 054-284-9728 農業戦略課 054-221-2633</p>
	<p>販路開拓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産イノベーション対策支援推進事業（新型コロナウイルス感染症対策特別枠）</li> </ul> <p>ネット通販などの新たな取組みを実施する漁業者、水産加工業者等に対する支援</p>	<p>静岡県水産振興課 054-221-2744</p>
	<p>経営環境の整備</p>	<p>【下請取引】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請取引配慮要請</li> <li>・個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請</li> <li>・官公需における配慮要請</li> <li>・下請Gメンによる実態把握</li> </ul> <p>【経営資源引継ぎ・事業再編、資本金性資金供給・資本増強支援、事業継続力の強化など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営資源引継ぎ・事業再編支援事業</li> <li>・中小企業向け資本金性資金供給・資本増強支援事業</li> <li>・感染症対策含む中小企業強靱化対策事業</li> <li>・地域企業再起支援事業</li> </ul>	
	<p>雇用関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金の特例措置</li> <li>・小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援</li> <li>・小学校等の臨時休業に対応する保護者支援</li> <li>・個人向け緊急小口資金等の特例</li> <li>・休業や労働時間変更への対応</li> <li>・都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮</li> <li>・外国人の在留資格取扱い</li> </ul>	<p>・テレワークに関する情報提供</p> <p>・専門家からの指導・助言</p> <p>・設備導入にかかる費用の支援</p>
	<p>海外関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口</li> <li>・貿易保険による支援策</li> <li>・輸出手続きの緩和等について</li> </ul>	

※各市町の独自予算による支援策は記載していません。

※見やすさの観点から内容を簡略化しています。詳細は別途ご確認ください。

※「Go To キャンペーン」など国の大型の事業のほか、県や市町を含めた今後の支援策の動向にご留意ください。